

議案第 57 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償  
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

補償の範囲等について，都立学校の学校医等の例に準拠する規定に改めるため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

調布市立学校学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年調布市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削り，「法第3条」を「同法第3条」に，「事項」を「事項（以下「補償の範囲等」という。）」に改める。

第2条を次のように改める。

（補償の範囲等）

第2条 学校医等の補償の範囲等については，都立学校の学校医，学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和37年東京都条例第80号）の規定（第22条の2の規定を除く。）に基づく補償の範囲等の例による。ただし，規則で定めるものにあつては，この限りでない。

第3条から第28条までを削り，第29条を第3条とする。

附則第3条から第10条までを削り，附則第11条を附則第3条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。